

# 八千代市人口20万人都市PRロゴマーク使用基準

## 1 はじめに

八千代市では、令和2年3月末時点での住民基本台帳に基づく市の人口が20万人に到達したことに伴い、これを市の魅力を発信する絶好の機会として、市内外へのPR等に積極的に取り組みたいと考え、PR等の実施に当たって使用する「八千代市人口20万人都市PRロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を作成いたしました。

八千代市人口20万人都市PRロゴマーク使用基準（以下「使用基準」という。）は、ロゴマークを正しく使用していただくために、その使用のルールや注意事項、使用の手続き等について定めたものです。

## 2 ロゴマークについて

	
八千代市人口20万人都市PRロゴマーク	
(1) コンセプト	<p>市の花「バラ」の輪の中に大きく「20万人都市」の文字を配置し、ロゴマーク上部の目立つ位置に、市のイメージキャラクター「やっち」が描かれている。</p> <p>「20」の文字は、バラの色をイメージした赤～ピンク色のグラデーションを使用し、「バラ」の輪と共に人口20万人到達を祝う雰囲気演出した。</p> <p>「バラ」の輪は、「人と人」や「人とまち」などのつながりを表している。</p>

(2) カラー展開			
	カラー	グレースケール	白黒

### 3 使用上の注意

ロゴマークの著作権は八千代市に帰属しており、デザイン及びデータを、無断で複製・二次的使用等を行うことはできません。

ロゴマークの使用に当たっては、以下の使用申請区分の①～⑤に該当する場合を除き、必ず事前に使用申請を行い、市の承認を受けてください。

#### 【使用申請区分】

使用者	使用申請
①個人（営利を目的としない）	不要  ※但しロゴマークの上に文字，イラスト等を重ねて使用する場合は申請が <u>必要</u>
②国又は地方公共団体	
③学校，保育園等	
④報道機関（報道及び広報の目的）	
⑤市が出資等をする法人	
上記①～⑤に該当しない場合	必要  例：個人（営利を目的）

### 4 使用の制限

次にいずれかに該当する場合、ロゴマークは使用できません。

- (1) 法令及び公序良俗に反する，又はそのおそれがあるとき。
- (2) 政治，思想若しくは宗教の活動に使用し，又はそのおそれがあるとき。

- (3) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (5) その他使用が不相当であるとき。

## 5 使用のルール

ロゴマークの使用に当たっては、以下の事項を遵守してください。

- (1) 縦横の比率を変えないこと。
- (2) ロゴマークを変形・省略・改変・切除を行わないこと。
- (3) ロゴマーク内の文字が認識できなくなることを避けるため、直径2 cm未満での使用をしないこと。
- (4) 市の承諾を得ないで、ロゴマークの上に文字、イラスト等の他の要素を重ねないこと。
- (5) イメージを損なうような言葉を、ロゴマークの近くに付さないこと。

## 6 使用手続きの流れ

### (1) 使用手続きの流れ

- ① 八千代市のホームページから様式1「八千代市人口20万人都市PRロゴマーク使用申請書」(以下「申請書」という。)をダウンロードしてください。
- ② 必要事項を記載のうえ、企画経営課に申請書を提出してください(郵送または持参)。
- ③ 市は、ロゴマークの使用方法を確認し、「4 使用の制限」に該当せず、かつ「5 使用のルール」に沿ったものである場合には使用を承認し、様式2「八千代市人口20万人都市PRロゴマーク使用承認通知書」を申請者宛てに送付します。  
「5 使用のルール」に反する使用があった場合は、市から使用方法の修正をお願いし、「5 使用のルール」に沿ったものになった場合は、使用を承認します。  
「4 使用の制限」に該当する場合、または、「5 使用のルール」に反する使用を修正していただけない場合は、使用を承認しない旨を通知いたします。
- ④ 後日、ロゴマークを使用した物品や写真など、使用状況が分かるもの(様式自由)を企画経営課に提出してください。

## 7 使用承認期間

使用の承認を受けた日の属する年度の翌々年度の3月末日までとする。

(品物の在庫などは、使用期間終了後そのまま使用できます)

## 8 使用の停止

次にいずれかに該当する場合、ロゴマークの使用停止を求めます。

- (1) 「3 使用上の注意」において、使用の申請が必要な使用区分であるにもかかわらず、市への使用の申請をせずにロゴマークを使用しているとき。
- (2) この使用基準に違反し、又はそのおそれがあるとき。